

鹿屋市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

鹿屋市介護保険条例施行規則（平成18年鹿屋市規則第126号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第4号中「農業災害補償法」を「農業保険法」に改める。

附則第4項中「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

別記第2号様式及び別記第4号様式中「※金額が30万円を超える場合、金額を訂正した場合、納期限を過ぎた場合はコンビニエンスストアでは納付できません。」及び「※バーコードの印字がない場合、バーコードを読み取れない場合はコンビニエンスストアでは納付できません。」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に存する様式は、当分の間、必要な修正をしてこれを使用することができる。